

概要

事業所から出るリサイクル可能な紙類について、2024年1月1日から清掃工場（グリーンセンター東工場・臨海工場）への搬入を禁止する。

1 目的

- 事業系一般廃棄物に含まれている紙類のリサイクルを促進し、環境負荷の軽減につなげる。
- 清掃工場の高稼働率の解消を進めることで、清掃工場の負担を軽減し、より安定的なごみ処理体制の構築につなげる。

2 開始時期

- 2024年1月1日（2023年1月20日公表）

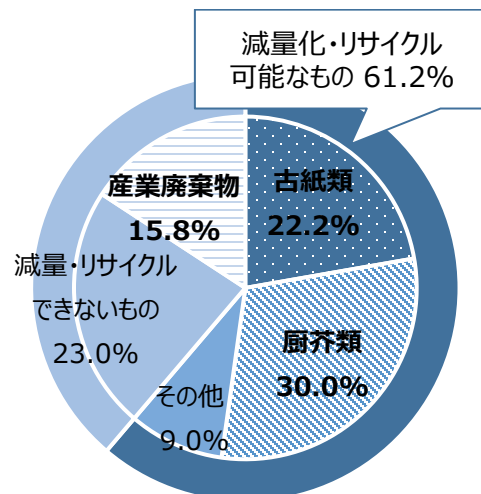
3 搬入禁止対象品目

事業所から出るリサイクル可能な紙類（機密書類を含む）

- 〈品目例〉新聞、雑誌、ダンボール、OA紙、
その他の古紙（※）、シュレツダー紙
※紙箱、紙袋、チラシ、包装紙、封筒、メモ用紙等

4 現状

清掃工場で処分される事業系一般廃棄物のうち、リサイクル可能な紙類が全体の22.2%、約20,000トンを占めている。



（2019年度事業系一般廃棄物排出実態調査）

事業所における紙類の排出ルール変更

2024年1月1日以降、以下のとおり変更を開始する。

開始前	開始後
紙類 清掃工場 焼却	リサイクル可能な紙類 新聞、雑誌、ダンボール、OA紙、 その他の古紙、シュレツダー紙等 古紙業者で リサイクル
	リサイクル不可能な紙類 汚れた紙、においのついた紙、 感熱紙、カーボン紙等 清掃工場 焼却

古紙リサイクル体制の充実

1 事業系古紙回収協力事業所制度

- 事業所の営業時間内であれば自由に持ち込むことができる、市が推奨する制度
- 11事業所登録有（2023年1月以降2事業所追加）

2 再生古紙取扱（回収・持込）事業所等の紹介

- 紹介を希望する古紙取扱事業所を市ホームページで紹介する制度（2023年7月開始）
- 31事業所を紹介（機密文書取扱事業所紹介を含む）

3 出張説明

- 希望する事業所等に古紙に関する出張説明を実施
- 2023年10月末現在12か所訪問

上記以外にも、搬入禁止開始に関する資料等を作成し情報発信を実施

（例）チラシ、パンフ、分別図鑑、分別ラベル等